

小矢部市議会基本条例

(平成22年6月29日条例第9号)

改正 平成23年6月28日条例第23号、平成24年12月25日条例第16号
平成30年6月22日条例第18号

小矢部市民（以下「市民」という。）から、選挙で選ばれた議員により構成される小矢部市議会（以下「議会」という。）は、同じく市民から、選挙で選ばれた小矢部市長（以下「市長」という。）とともに、小矢部市の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに市民の信託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、小矢部市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が市民の代表機関として、地域における民主主義の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来に向けて、さらに大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにするとともに、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提案を行う責務を有している。自由かつ達な討議を通して、自治体事務の論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。我々は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、市長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい地方政治の実現を図るために、議会及び議員の活動の活性化と充実に必要な議会運営の基本事項を定めることによって、市民の負託に的確に応え、市政の情報公開と市民参加を基本にした、小矢部市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、市民の多様な意見を踏まえ充実した討議の下で議会運営を行うよう努めるとともに、公正性、透明性及び信頼性を重んじた市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が、議員、市長、市民の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立っ

て、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例を踏まえて別に定める小矢部市議会会議規則（昭和 37 年小矢部市議会規則第 1 号）の内容を継続的に見直すものとする。

（議員の活動原則）

第 3 条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、課題別、地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、市政の課題について市民の多様な意見を的確に把握するよう努めるとともに、福祉の向上をめざして積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

（災害時の議会对応）

第 4 条 議会は、災害等が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を適正に継続しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、小矢部市議会災害時 B C P（業務継続計画）で定める。

第 3 章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第 5 条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「常任委員会等」という。）を原則公開するものとする。

3 議会は、常任委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。

4 議会は、請願及び陳情の審査に際し、紹介議員又は提出者から趣旨の説明を聴く機会を設けることができる。

5 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

6 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

7 議会報告会の実施要領については、別に定める。

第 4 章 市長等と議会の関係

（市長等と議会及び議員の関係）

第 6 条 議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等で緊張感ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び常任委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

（市長による政策等の形成過程の説明）

第7条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係する法令、条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来負担すべき経費

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、当該政策等の立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

（予算及び決算における政策説明）

第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

（法第96条第2項の議決事件）

第9条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、小矢部市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想及び基本計画の策定、変更等とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。

第5章 自由討議の拡大

（自由討議による合意形成）

第10条 議員は、議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

（政務活動費の交付、公開及び報告）

第11条 議員は、調査研究に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、小矢部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成22年小矢部市条例第19号）の定めるところによる。

第7章 議会改革の推進

（議会改革）

第12条 議会は、議会改革に継続的に取り組むこととする。

（交流及び連携の推進）

第13条 議会は、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

（委員会等の適切な運営）

第 14 条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。
(議会図書室の設置)

第 15 条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書、資料等の充実を図るものとする。
(議会事務局の体制整備)

第 16 条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。
(議員研修の充実強化)

第 17 条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。
(議会広報広聴機能の充実)

第 18 条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、市政及び議会活動についての市民の要望、意見等を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実を図るものとする。

第 9 章 議員の定数、待遇及び政治倫理

(議員定数)

第 19 条 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第 20 条 議員報酬は、別に条例で定める。

(議員の政治倫理)

第 21 条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第 10 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 22 条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、規則、告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第 23 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 6 月 28 日条例第 23 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 35 号) の施行の日か

ら施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 25 日条例第 16 号）

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 22 日条例第 18 号）

この条例は、次の一般選挙において選挙された議員の任期の始まる日から施行する。